

臨時福祉 給付金 について

ご質問に
回答します

広報4月号でお知らせした臨時福祉給付金について、現在給付準備を進めているところですが、よくある質問をまとめましたので、ご覧ください。

Q. 臨時福祉給付金の趣旨は？

A. 消費税率の引上げに伴い、所得の低い方々への生活影響緩和のため支給します。

Q. 給付の対象者は？

A. 平成26年度分の町民税（均等割）が課税されていない方が対象です。ただし、町民税（均等割）が課税されている方の扶養親族等や生活保護者の方などは対象外となります。

※町民税が課税されていないことが対象者の要件です。町民税の申告をされていない方は、申告を要することがありますので、未申告の方は役場

財務課課税第1係で申告されますようお願いいたします。

Q. 給付の金額は？

A. 国において、1人につき1万円と設定されました。給付対象者のうち、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当の受給者等は、1人につき5千円加算されます。

Q. 申請の手続きや給付はいつ頃ですか？

A. 平成26年度分の町民税確定が6月中旬ですが、例年その後1カ月間くらいは修正申告等により変更になる方が多く、また、加算となる方の情報提供が6月中に予定されています。その適正な対象者把握のため、7月中旬に申請書等を送付し、8月初旬より申請受付を開始、申請後概ね1ヶ月後給付となる予定としております。正式な申請受付のスケジュール・期間等は決まり次第、広報等でお知らせします。

Q. 支給の方法は？

A. 給付対象と認められた場合、申請者が指定する銀行口座に世帯分の給付金を振り込むことを想定しています。

Q. 基準日（平成26年1月1日）以降に八雲町に転入した方は？

A. 基準日に住民登録があった市町村より支給となりますので、基準日にお住まいの市町村にお問い合わせ及び申請書の請求を行ってください。

Q. 基準日（平成26年1月1日）以降に生まれた方や亡くなられた方は対象になりますか？

A. 基準日（平成26年1月1日）以降に生まれた方は対象になりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた方も、臨時給付金の対象にはなりません。

Q. 代理での申請はできますか？

A. 代理申請が行えるのは、次のいずれかの方となります。

- ①支給対象者の属する世帯の世帯構成者
 - ②法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人等）
 - ③親族その他、対象者本人の身の回りの世話をしている方
- 等で町長が特に認める方

【問い合わせ先】
住民生活課社会係



ちょっと

知ってね！総合病院

私たちの知識が、お役に立てれば嬉しいです

「超音波検査の豆知識」



産床検査技師
金子健一

超音波とは、人の耳に聞こえないほど高い音（周波数）のことで、通常、人の可聴域は20〜2万Hzくらいといわれていますが、超音波検査で使用するのは、それよりも千倍以上高い周波数です。この非常に高い周波数によって、超音波は体の中を伝わるすることができます。

この検査は、体の中を伝わった超音波が「やまびこ」のように肝臓や胆のう、腎臓などの臓器で反射し、反射した超音波から超音波機器が画像を作り、この画像を見て異常がないか調べる検査です。

超音波検査のときに体にゼリーを塗られ冷たい思いをした人もいます。体が、体と超音波機器の間に空気があると超音波が体の中に入りにくくなるので、ゼリーによって空気を取り除いています。また、お腹の超音波検査を予約するときに食事を取らないように言われると思いますが、食事を取ってしまうと胆のうに貯えられていた胆汁が腸管に分泌され、風船がしぼむように胆のうが小さくなって内部が見えにくくなるからです。お腹が空くと思いますが、ご協力をお願いします。